

日本離婚再婚家族と子ども研究学会 学会事務局規程

第1条 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会規約第2条に基づく本会の事務局(以下、「学会事務局」という。)は、本規程の定めるところによる。

第2条 学会事務局は、本学会における以下の事務を行う。

- ① 入退会等の受付
- ② 年会費等の請求及び管理
- ③ 学会誌等の郵送
- ④ 会員名簿の作成及び管理
- ⑤ メーリングリストの配信
- ⑥ 学会ホームページの更新及び管理
- ⑦ 学会口座の管理及び必要経費の支払
- ⑧ 予算及び決算(案)の作成
- ⑨ 決算監査の準備及び運営
- ⑩ 理事会および総会の運営
- ⑪ 諸規程の素案の作成及び管理
- ⑫ その他学会の運営に必要な業務

第3条 学会事務局は、事務員若干名で組織する。

2 事務局長は、原則として理事の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 事務局長の任期は、理事の在任期間とする。

4 事務局長指名による副事務局長を置き、事務局長を補佐する。

5 事務員の任期は1期3年を原則とし、再任を妨げない。

6 事務局長に事故があるときは、副事務局長が、その職務を代行する。

第4条 第2条の業務の一部は、理事会の承認を得て業務委託することができる。

第5条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、2022年12月1日から施行する。